



京都労働局
平成26年11月19日
午後2時00分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 谷口 誠
	賃金指導官 清水和義
	電話 075-241-3215

京都府特定（産業別）最低賃金額の改正決定について 発効日は12月19日

京都地方最低賃金審議会（会長 久本憲夫 京都大学公共政策大学院教授）は、8月18日に京都労働局長（森川善樹）から5業種の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について諮問を受け、数次にわたる審議を重ねた結果、10月21日京都労働局長あて、下記1の4業種の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について答申を行いました。

京都労働局長は、この答申を受け所定の手続きを行い、本日11月19日改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行いました。

記

- 1 京都府特定（産業別）最低賃金のうち、下記の4業種について改正決定が行われ、平成26年12月19日から発効となります。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	現行金額	引上額	引上率
金属製品製造業最低賃金	時間額	854円	842円	12円	1.43%
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	853円	840円	13円	1.55%
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	860円	849円	11円	1.30%
各種商品小売業最低賃金	時間額	803円	790円	13円	1.65%

なお、京都府自動車（新車）小売業最低賃金（時間額768円）については、10月29日京都労働局長あて、改正についての答申が行われ、現時点では改正決定に向けての途中であります。改正決定までは京都府最低賃金（時間額789円 平成26年10月22日発効）が適用されます。

2 今回、下記の3業種については、改正諮問が行われていません。

特定（産業別）最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
印刷業最低賃金	地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金が適用されます。平成26年10月22日からは京都府最低賃金時間額789円が適用されます。		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車小売業最低賃金	時間額については京都府最低賃金が適用になります。ただし、日給制労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。		